

議案第20号

墨田区プールに関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月11日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区プールに関する条例の一部を改正する条例

墨田区プールに関する条例（昭和50年墨田区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「について」を「がプールの経営を譲渡し、又は許可経営者について」に、「又は」を「若しくは」に、「当該営業」を「当該経営」に、「、相続人」を「、当該経営を譲り受けた者又は相続人」に、「された」を「した」に改める。

付 則

- 1 この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条の2の規定は、この条例の施行の日前にプールの経営の譲渡があった場合における当該経営を譲り受けた者については、適用しない。

（提案理由）

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の制定を踏まえ、事業譲渡によるプール許可経営者の地位の承継について定める必要がある。